

逗子市地域生活支援拠点等事業 ガイドライン（事業者向け）



令和5年4月



逗子市福祉部障がい福祉課

目次

1. 地域生活支援拠点とは.....	2
2. 地域生活支援拠点等の5つの機能（各機能の概要）.....	2
3. 実施方法.....	3
4. 拠点等事業の機能（1）相談.....	4
5. 拠点等事業の機能（2）緊急時の受け入れ・対応.....	5
6. 拠点等事業の機能（3）体験の機会・場.....	9
7. 拠点等事業の機能（4）専門的人材の確保・養成.....	11
8. 拠点等事業の機能（5）地域の体制づくり.....	12
9. 運用フロー.....	13
10. 拠点等事業の検証及び検討.....	14
11. 拠点等事業に関するQ&A.....	15

1. 地域生活支援拠点とは

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能を備えた場所（拠点）のことです。この拠点については、実施主体である市町村が地域の実情に応じた創意工夫により整備することとされているため、逗子市では複数の機関（事業所）がそれぞれの機能を担う形でサービス提供体制を構築することを想定しています。国は、このような面的な整備体制を地域生活支援拠点等と「等」をつけて呼んでいるため、事業名は「逗子市地域生活支援拠点等事業（以下、このガイドラインでは「拠点等事業」と言います。）」としています。

 **ポイント：複数の機関が分担して機能を担う**

2. 地域生活支援拠点等の5つの機能（各機能の概要）

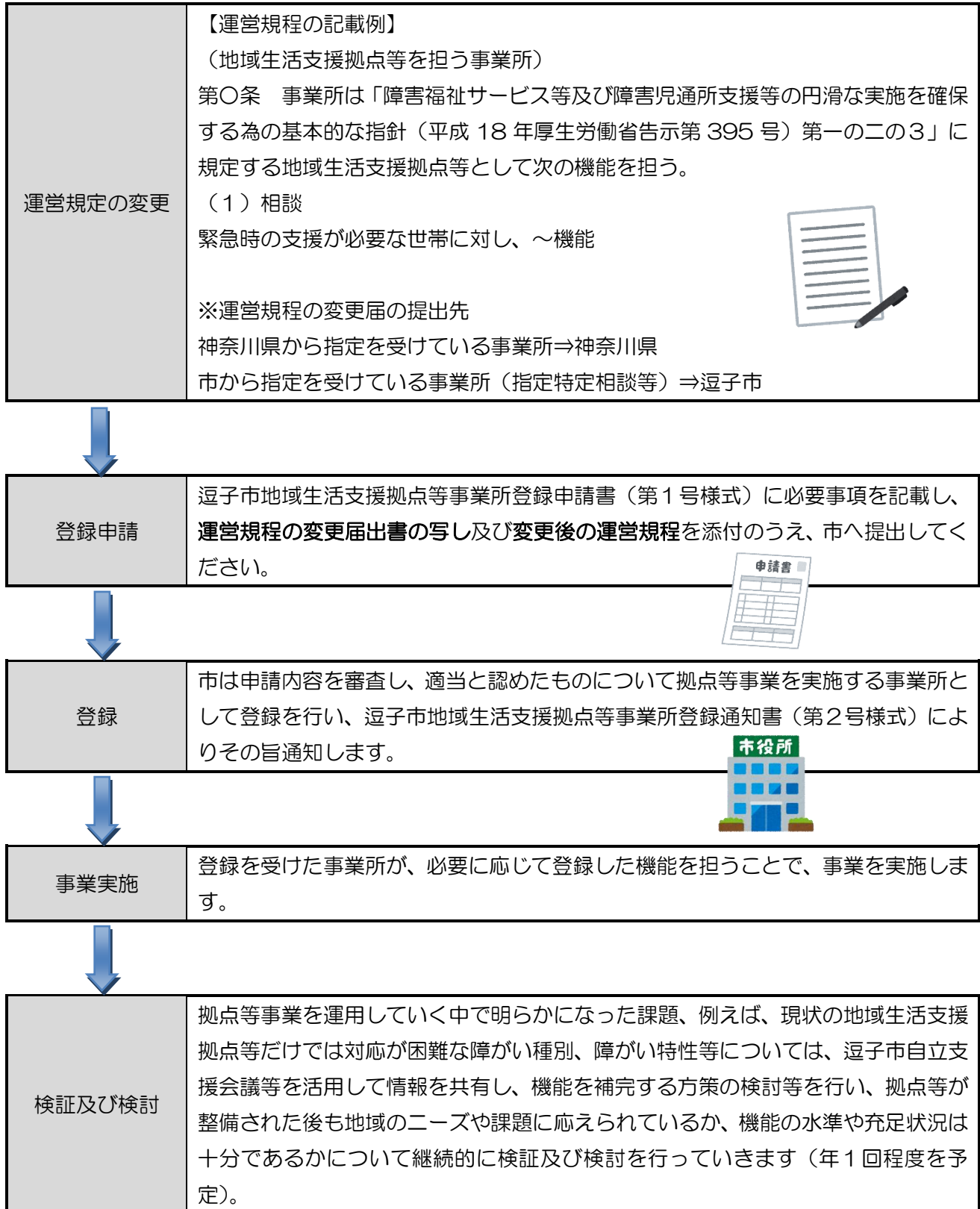
居住支援のための主な機能は、(1)相談、(2)緊急時の受け入れ・対応、(3)体験の機会・場、(4)専門的人材の確保・養成、(5)地域の体制づくりの5つを柱としています。

機能	概要
(1)相談	緊急時の支援が必要な世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援、特定相談支援、一般相談支援及び障害児相談支援を行う事業所と連携し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談及びその他必要な支援を行う機能です。
(2)緊急時の受け入れ・対応	短期入所施設等を活用した常時の緊急受入体制及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能です。緊急時の受け入れとは、障がい者等の介護を行う者の急病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、受け入れを行う日の前々日以降に受け入れ要請があった場合とし、受け入れ期間は原則7日以内とします。
(3)体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及びひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。
(4)専門的人材の確保・養成	医療的なケアが必要な者、行動障がいをもつ者及び高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。
(5)地域の体制づくり	基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援及び障害児相談支援を行う事業所と連携を図り、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能です。

 **逗子市における拠点等の各機能について4ページ以降で詳しく解説**

3. 実施方法

拠点等事業の実施方法は、まず拠点等事業を行おうとする事業所が運営規程に拠点等事業の機能を担う事業所として規定します。その後、市へ登録申請を行い、市の登録を受け必要な際にそれぞれの機能を担い、事業を実施します。



4. 拠点等事業の機能 (1)相談

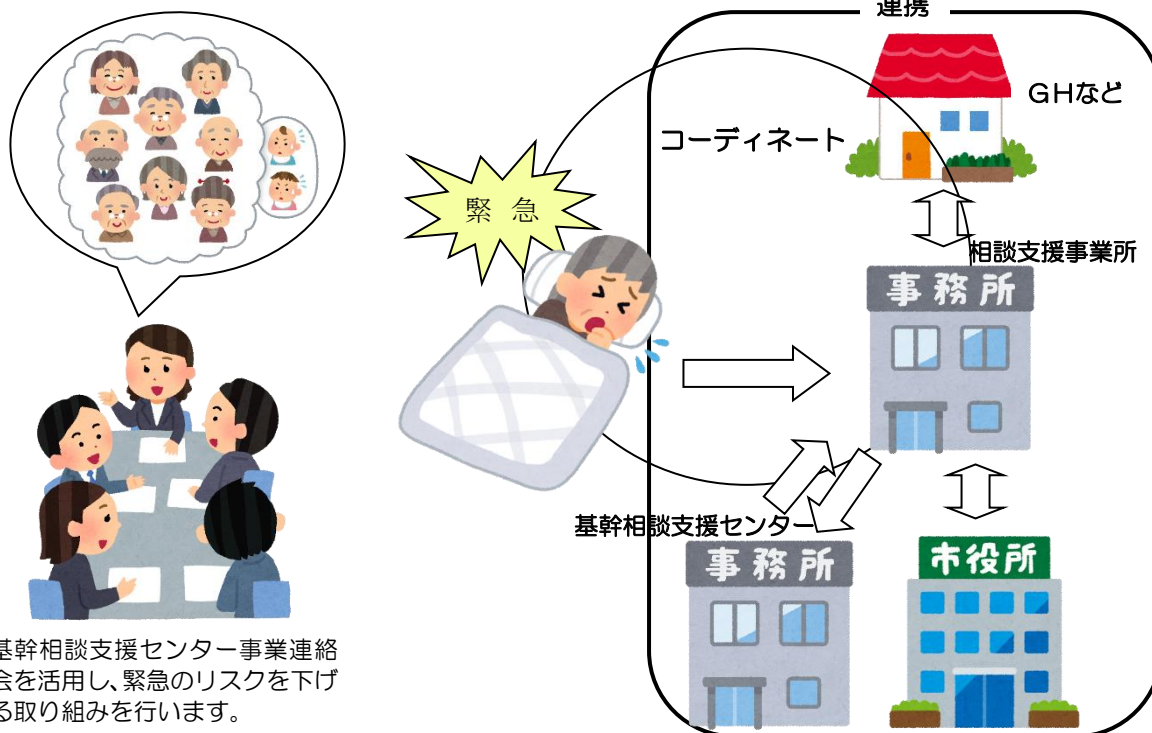
「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで常時の連絡体制*1を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行います。

①「相談」機能を担う主な機関

機関名	役割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のサービス利用を調整します。 ・できる限り緊急事態の発生を予防するための計画作成等調整を行います（例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行ったり、短期入所の体験利用の調整を行う等）。 ・日頃の相談支援を通じてハイリスク者*2の把握を行い、基幹相談支援センター事業連絡会にて報告、共有します。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター事業連絡会を毎月開催し、ハイリスク者の共有を図ります。 ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所をバックアップします。

②「相談」機能のイメージ図



*1 24時間365日の相談支援体制ではなく、夜間休日等時間外も含めた緊急時の対応ができることとします。

*2 ハイリスク者については一律に定義していませんが、緊急時については「障がい者（児）の主な介護者の不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になったとき」と定義しています。

③関連する加算等（地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所が算定できます）

加算	内容
地域生活支援拠点等相談強化加算 【700 単位/回】（月4回を限度）	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所等への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算します。
地域体制強化共同支援加算 【2,000 単位/回】（月1回を限度）	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に加算します。

5. 拠点等事業の機能 (2)緊急時の受け入れ・対応

「緊急時の受け入れ・対応」機能の具体的な内容

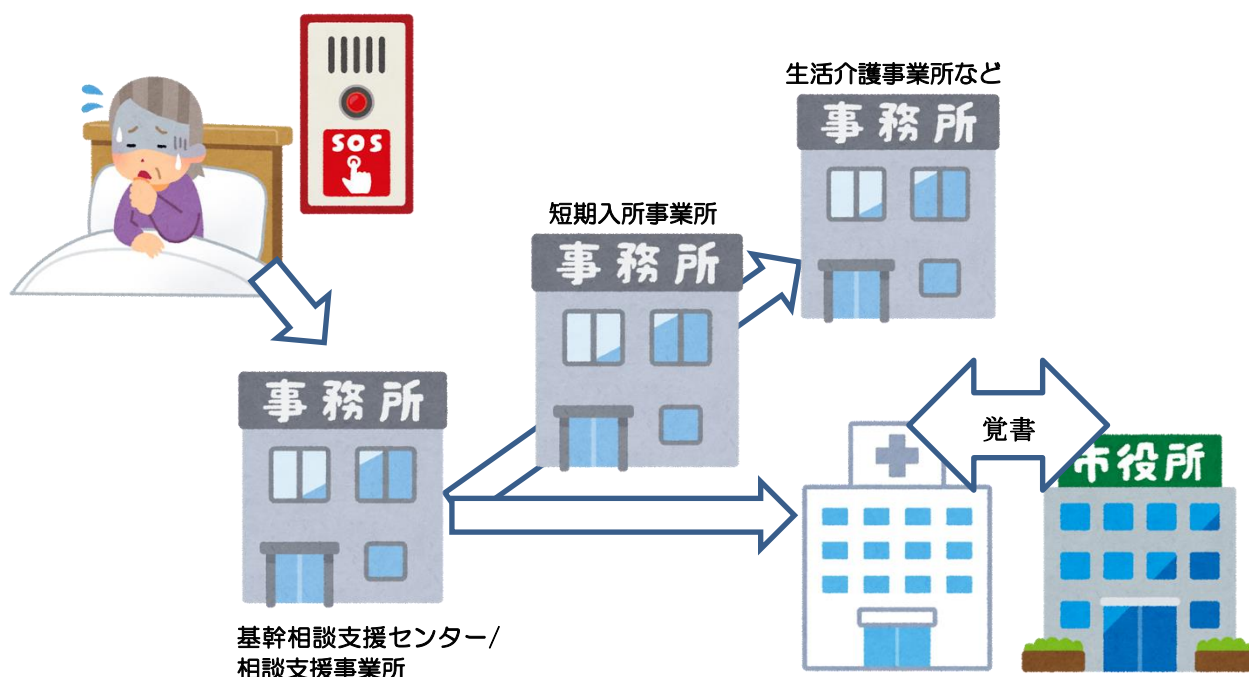
介護者の急病などの理由により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難な状況になったとき、短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

①「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う主な機関

機関名	役割
一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に應じ短期入所等のサービスの利用調整を行います。 緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。 対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、市障がい福祉課に対応について相談します。
指定障害福祉サービス事業所 （短期入所）	特定相談支援事業所等から緊急時の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り対応します。
指定障害福祉サービス事業所 （生活介護 ・就労継続支援B型 など）	特定相談支援事業所等から緊急時の受け入れ・対応の要請があった場合、宿泊可能な設備がある部屋等を活用し、できる限り対応します。
指定障害福祉サービス事業所 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）	特定相談支援事業所等から緊急時の対応の要請があった場合、ヘルパー派遣等を行い、できる限り対応します（自宅でヘルパーの支援を受けながら一晩過ごす、等の緊急対応）。

機関名	役割
協力医療機関	市と締結する障がい者等の緊急受け入れに関する覚書に基づき、市からの緊急受け入れ要請に対し、可能な範囲で対応します。 ※当該医療費の自己負担分及びその他費用（食費、室料等）の利用者負担があります。

②「緊急時の受け入れ・対応」機能のイメージ図



緊急の連絡を受け、保護が必要な場合、まずは市内短期入所事業所で受け入れ可能な事業所を調整します。受け入れ困難な場合は、生活介護事業所等通所施設の医務室等の活用や、障がい者の状況等によっては医療機関による緊急受け入れも検討することとします。

③関連する加算等（地域生活支援拠点等である短期入所事業所が算定できます）

加算	内容
緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 【180 単位/日】 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 【270 単位/月】	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算します。

加算	内容
緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 【180 単位/日】 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 【270 単位/月】	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算します。
定員超過特例加算 【50 単位/月】	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切ったうえで、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととします。
緊急時のための受入機能の強化 【100 単位/日】	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算します（緊急時の受け入れに限らない）。 ※短期入所のサービス利用の開始日に加算します。
緊急時における対応機能の強化 【緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に 50 単位を上乗せする】	市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担い、対応を行った場合に加算します。

④短期入所事業所以外の通所サービス事業所への市単独補助

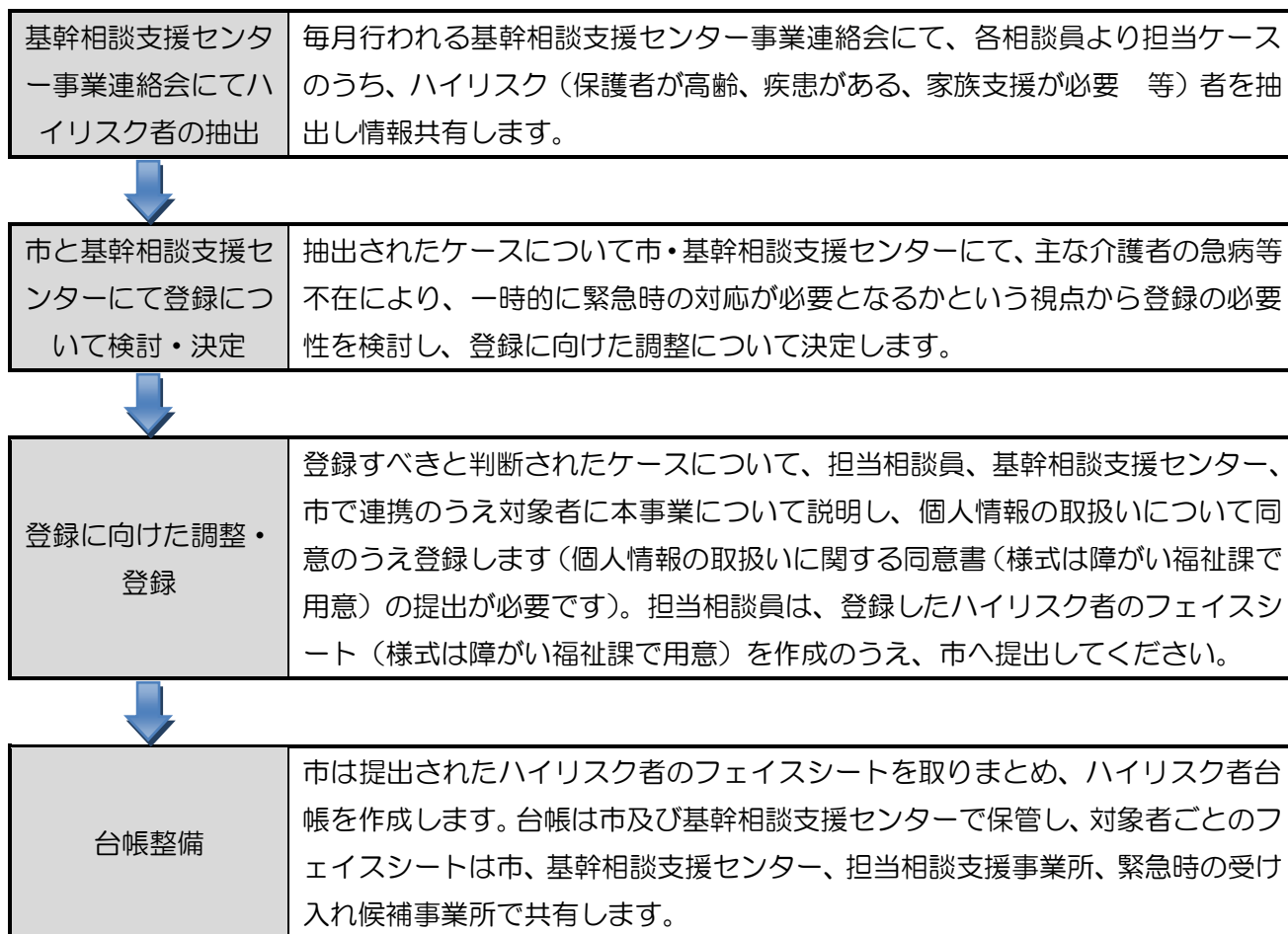
緊急時に市内短期入所事業所への調整が困難であり、やむを得ず市内通所事業所にて宿泊を伴う緊急受け入れを行った場合、その費用を市へ請求することができます。

緊急対応を行った事業所は、緊急時の受け入れ・対応実施報告書（第5号様式）を市へ提出してください。

支給額の上限	1 日当たり上限 30,000 円 ※任意の請求書にて市へ請求してください。 ※利用者負担はありません。
対象費用	緊急対応に必要な報酬、給料、職員手当、旅費、役務費、需用費その他対応に要する経費
1 回の支給日数の上限	利用者 1 人当たり 原則 7 日
想定される受け入れ場所	職員の休憩室、医務室等 ※あくまで緊急対応の扱いなので、指定短期入所サービス等宿泊を伴うサービスの設備基準等は求めません。

⑤ハイリスク者の登録

緊急のリスクを低減させるとともに、緊急時の対応をスムーズに行うために、ハイリスク者の事前登録を行い、担当相談支援事業所、基幹相談支援センター、市で共有します。登録の流れは次のとおりです。



6. 拠点等事業の機能 (3) 体験の機会・場

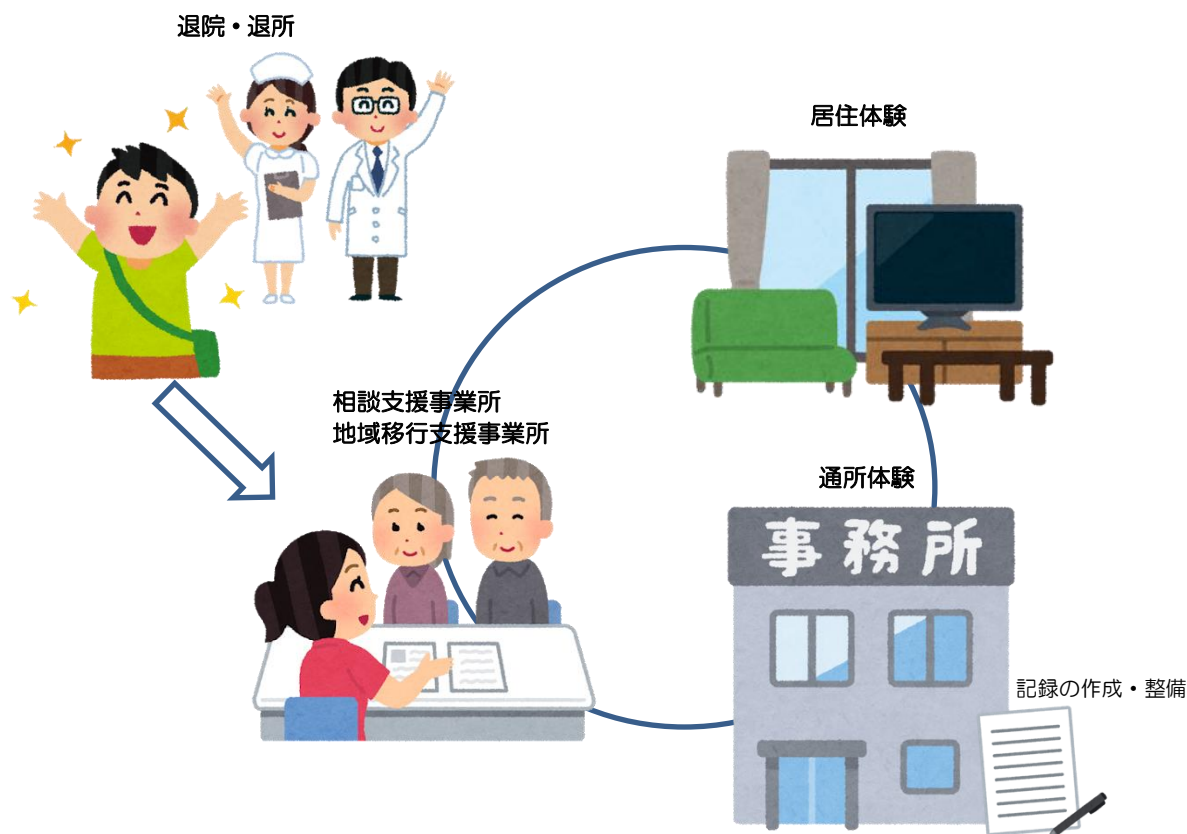
「体験の機会・場」機能の具体的な内容

市内のグループホームを活用し、自立支援給付による体験利用を実施します。また、地域移行に係る日中活動系サービスの体験利用については、市の通所体験事業等を活用し積極的な調整を行っていきます。

① 「体験の機会・場」機能を担う主な機関

機関名	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行います。 ※給付制度による体験利用のため、利用の制限があります。事前に市障がい福祉課に相談してください。
指定共同生活援助事業者 (グループホーム) その他指定障害福祉サービス事業所 (日中活動サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所等から体験利用の要請があった場合、できる限り協力します。 ・地域移行に係る日中活動系サービスの体験利用についても、要請があった場合はできる限り協力します。

② 「体験の機会・場」機能のイメージ図



③関連する加算等

(体験利用支援加算は特定の障害福祉サービス事業所が、体験利用加算及び体験宿泊加算は地域移行支援事業所が、それぞれ地域生活支援拠点等である場合、所定の単位数+50単位で算定できます)

加算	内容
<p><u>特定の障害福祉サービス</u> 体験利用支援加算 【500単位/日(初日から5日目まで) +50単位/日※地域生活支援拠点等の 場合】 【250単位/日(6日目から15日目 まで)+50単位※地域生活支援拠点 等の場合</p>	<p>指定障害者支援施設等で特定の障害福祉サービスを利用する利用者が、地域移行支援を利用し、障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等の従事者が、必要な支援に加え、利用者の状況や支援内容を記録した場合に加算します。※体験利用を行う事業所が算定できる加算ではありません。 【特定の障害福祉サービス】 ⇒療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援</p>
<p><u>地域移行支援</u> 体験利用加算 【500単位/日(初日から5日目まで) +50単位※地域生活支援拠点等の 場合】 【250単位/日(6日目から15日目 まで)+50単位※地域生活支援拠点 等の場合】</p>	<p>地域移行支援事業者が、利用者に対して、障害福祉サービスの利用体験を提供した場合に加算します。</p>
<p><u>地域移行支援</u> 体験宿泊加算 A【350単位/日】 B【750単位/日】</p>	<p>Aについては、地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援(単身での生活に向けたものをいう)を提供した場合に15日を限度として加算します。Bについては、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等を行なった場合に15日を限度として加算します。</p>
<p>通所体験事業(逗子市障がい者地域生活サポート事業) ・生活介護 12,830円/日 ・機能訓練 7,910円/日 ・生活訓練 7,440円/日 ・就労移行支援 10,890円/日 ・就労継続支援A型 6,150円/日 ・就労継続支援B型 6,450円/日</p>	<p>在宅障がい者等が自己の障がいに適応した施設の利用を選択を可能にすることを目的として、体験利用を実施した際に、一定額を補助します。※1回の補助日数の上限は、利用者1人当たり10日とし、年間30日を上限とします。</p>

7. 拠点等事業の機能 (4) 専門的人材の確保・養成

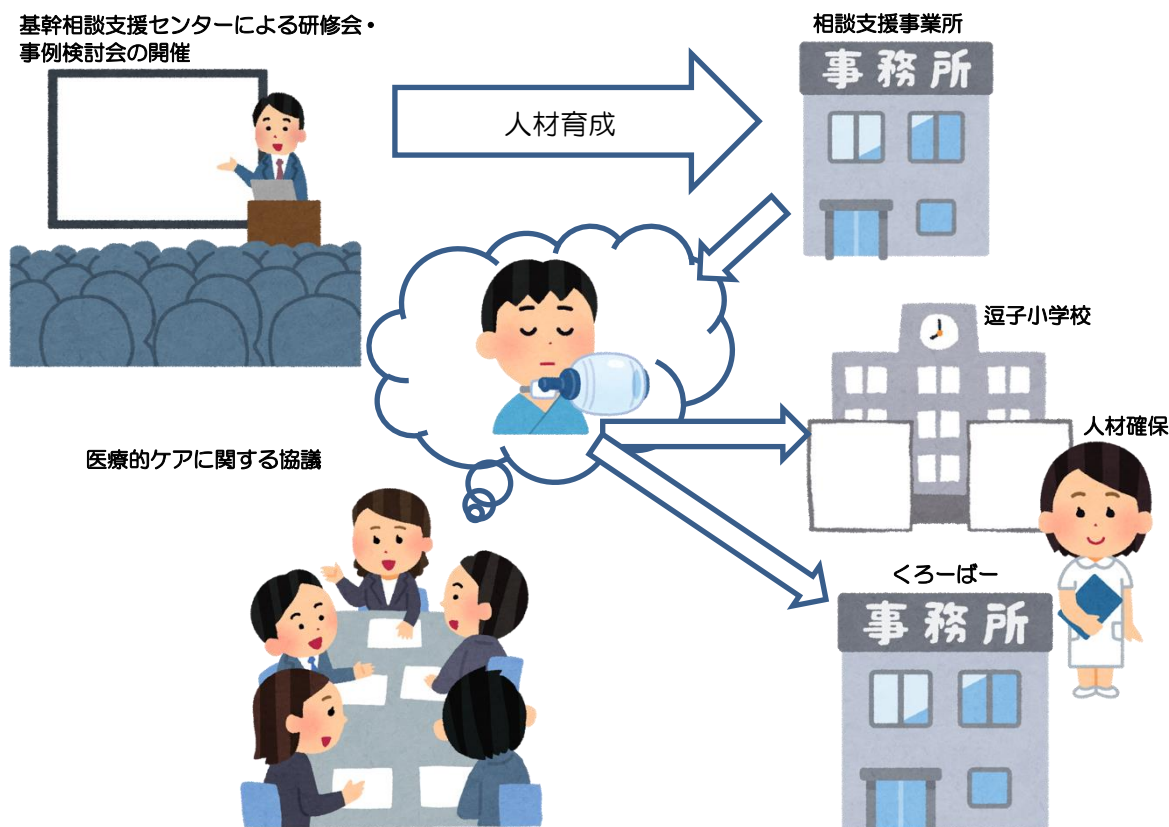
「専門的人材の確保・養成」機能の具体的な内容

基幹相談支援センターによる研修会や事例検討会を通じて相談支援専門等のスキルアップを図ります。また、医療的ケア児が地域で療育や教育の支援を受けられるよう、こども発達支援センターに看護師を配置し、市立小・中学校へ学校看護介助員を派遣しています。

① 「専門的人材の確保・養成」機能を担う主な機関

機関名	役割
基幹相談支援センター	基幹相談支援センター事業連絡会で行う事例検討や研修会を通じ、医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応ができる人材育成を行います。
こども発達支援センター	看護師を配置し、医療的ケア児の地域での療育支援を行います。
自立支援会議	自立支援会議定例会議を活用し、必要に応じて医療的ケア児等に関する専門的な連携及び支援の体制について協議します。
学校教育課	市立小・中学校の病弱児学級等に学校看護介助員を派遣し、医療的ケア児の地域での教育支援を行います。

② 「専門的人材の確保・養成」機能のイメージ図



8. 拠点等事業の機能 (5) 地域の体制づくり

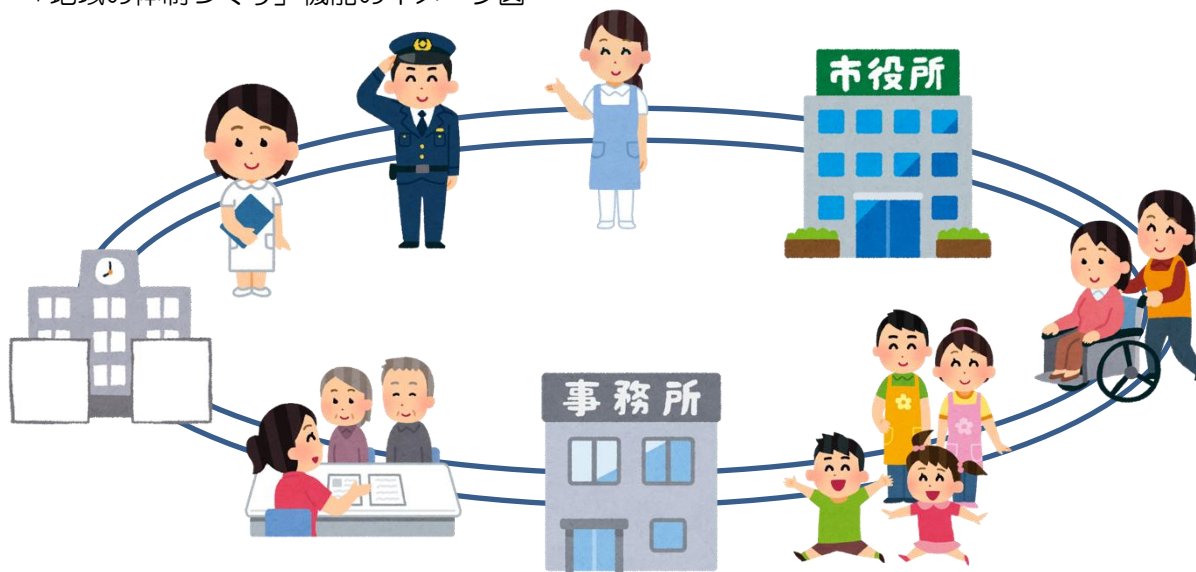
「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

基幹相談支援センター事業連絡会を毎月開催し、地域の連携を強化します。特定相談支援事業所を中心に支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて情報共有等を行い、必要に応じて介護や警察等他分野と連携を図ることでネットワークを構築します。

① 「地域の体制づくり」機能を担う主な機関

機関名	役割
委託相談支援事業所 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター事業連絡会の事例検討会にて事例を提供し、課題検討を通じて地域課題の明確化と解決に向けて情報共有を行います。 計画相談支援においては他分野とも連携し、インフォーマルサービスも組み合わせた総合的な支援プランを作成します。
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター事業連絡会や自立支援会議定例会議において必要に応じて他分野にも参加を依頼し、連携を図ることでネットワークを構築します。

② 「地域の体制づくり」機能のイメージ図



③ 関連する加算等

加算	内容
地域体験強化共同支援加算※再掲 【2,000単位/月（月1回を限度）】	拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む）を中心に、月1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算です。

9. 運用フロー

運用フロー		業務・支援内容	備考
右記以外	該当事業所等		
障がい福祉課	相談支援事業所・ 基幹相談支援センター 日中活動系（通所） 短期入所 グループホーム	市役所へ登録申請書を提出し、逗子市地域生活支援拠点等事業のうち、担う機能について登録します。	逗子市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（第1号様式）
制度説明、登録について同意を得ます ハイリスク者	相談支援事業所 ↑ 基幹相談支援センター ↓ 障がい福祉課 台帳登録	相談支援事業所は、基幹相談支援センター、市と連携しながら、ハイリスク者（担当ケース）に対し登録の同意を得て、ハイリスク者のフェイスシートを作成、市に提出のうえ市がハイリスク者台帳への登録を行います。	※基礎情報には緊急時の相談先・受入先として、第1順位～第3順位まで複数事業所を候補として設定します。
ハイリスク者 台帳登録者	相談支援事業所 ↓ プラン作成 共有 ↑ 基幹相談支援センター	相談支援事業所は、担当するハイリスク者について、定期的に短期入所を利用し宿泊体験を行う等の緊急時を見越した、リスクを低減させるためのサービス等利用計画を作成します。計画内容については、基幹相談支援センターと共有します。	※地域移行支援の対象者については、地域移行支援の指定を受けた事業所が地域移行に向けたプランを作成します。
ハイリスク者 台帳登録者	短期入所 日中活動系（通所） 協力医療機関	担当相談員が作成したプランに基づき、該当事業所は緊急時や地域移行を見越した利用者の受け入れ、サービス利用を進めます。	
地域移行対象者	グループホーム 日中活動系（通所）		
（緊急時） ハイリスク者 台帳登録者	基幹相談支援センター ↓ 相談支援事業所 ↓ 緊急受入先	介護者の急病等により、一時的に通常の在宅生活が困難になった時、担当相談員はコーディネーターとして緊急受入先の調整を行います。	緊急内容及び対応状況については担当相談事業所のほか、市、基幹相談支援センターとも共有し、市、基幹相談支援センターが適宜バックアップを行います。

10. 拠点等事業の検証及び検討

地域生活支援拠点等の充実に向けて、自立支援会議等を活用し、現在の機能の水準や充足状況が十分であるか年1回以上継続的に検証及び検討を行います。



11. 拠点等事業に関するQ&A

No	Q	A
1	事業の実施主体は？	事業の実施主体は逗子市です。拠点等事業の各機能について、市内事業所に登録をしていただき、各機能を担っていただきます。
2	ハイリスク者とは具体的にどのような人が想定されますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・母（父）親と二人暮らしで、介護者不在の場合居宅で過ごすことが困難な人 ・介護者が高齢又は病気、基礎疾患を有していて、介護者不在の場合居宅で過ごすことが困難な人 ・本人のほか家族支援が必要な人 ・介護者は健康であるが、障がい者（児）本人に医療的ケアや行動障がいなどがあり、緊急時の対応においても特別な配慮を要する人 などが想定されます。
3	ハイリスク者を登録するということですが、登録した人しか事業の対象にならないのですか？登録していないケースについて、緊急時の対応が必要になってしまった場合は？	(1)相談及び(2)緊急時の受け入れ・対応等の機能におけるハイリスク者の登録については、あくまで緊急のリスクを引き下げるための取り組みとして進めますので、登録していない人にも対応していく想定です。
4	障がいのある子どもの緊急時とはどういった想定ですか？児童相談所の一時保護とはどういったすみわけになりますか？	保護者の急病や事故等により在宅での生活が困難になる状況を想定しています。原則児童相談所による一時保護対応となりますが、緊急の発生時間帯や近隣施設の空き状況によっては横三地区での一時保護ができない場合もありますので、そのような時は一次的に拠点等事業により地域で対応し、その後児童相談所にて当該児童を保護するといった対応が想定されます。
5	移動支援事業や日中一時支援事業など、地域生活支援事業は拠点等事業の登録事業所の対象になりますか？	地域生活支援事業は、拠点等事業の登録事業所の対象としていません。今後、事業の検証および検討を行っていく中で、例えば緊急時の受け入れ・対応などの対象を地域生活支援事業や地域活動支援センターまで拡大すること等についても検討していきます。

6	ヘルパーを自宅に派遣する緊急対応を行った際、1回の訪問において、例えば、22時から翌3時まで滞在による支援を行った場合、2日分の算定はできますか？	1回の訪問であっても、日を跨いで滞在による支援を行った場合には、両日分が算定可能となります。
7	市外事業所でも逗子市の拠点等事業に登録できますか？	逗子市で抽出したハイリスク者の受入先候補として市外事業所が該当する場合、基本的には登録をお願いしたいと考えています。登録していなくても、所在市町村又は圏域の拠点等事業の機能を担っており、運営規程にその旨規定していれば拠点等事業に関する各種加算の算定は可能となります。
8	市内事業所での緊急時の受け入れが難しい場合、同一法人が運営する市外通所事業所での受け入れは可能ですか？	可能ですが、市外事業所が遠方である場合は、事業の趣旨から原則市内事業所での調整をお願いしたいと思います。市内事業所や協力医療機関、近隣施設等での緊急受け入れの調整が困難な場合は、あえて拠点等事業を利用し市外の通所施設等で受け入れるのではなく、現在までの緊急対応と同様、市外の短期入所事業所での緊急受け入れを想定しています。
9	通所施設において、日中緊急的に利用者を受け入れた場合は市単独の緊急時の受け入れ・対応に係る加算の該当になりますか。	宿泊を伴わない場合は、該当になりません。
10	通所施設を運営していますが、スプリンクラーの設置など、指定短期入所サービスや居住系サービスに求められる設備基準を満たしていません。さらに、損害保険等の加入もありませんが宿泊を伴う受け入れをして大丈夫でしょうか？	あくまで緊急やむを得ない対応となりますので、居住系の指定障害福祉サービスで求められる設備基準や、賠償保険等については要件として求めています。

更新履歴記載欄

令和3年3月15日 作成

令和3年4月28日 改訂

令和5年4月1日 改訂